

1) 景観重要建造物に関する事項

①景観重要建造物の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針について定めます。

景観重要建造物の指定は、この指定の方針に基づき、所定の手続きを経て、市長が行うものとしします。

指定方針1：市内の建造物で、歴史的な価値のあるもの、地域で親しまれているもの、優れたデザインのもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として活かすため指定します。

指定方針2：比較的新しい建造物でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば、指定対象とします（国宝や重要文化財等の文化財保護法により指定されたものには適用しません。）。

指定方針3：景観重要建造物に指定されると、現状変更が制限されることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

②景観重要建造物の指定の基準

指定に当たっては、次の基準を満たすこととします。

指定基準1：道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの

指定基準2：所有者及び管理者の合意が得られたもの

指定基準3：次のいずれかの視点により栃木市の景観を特徴づけるもの

- 景観計画に基づく本市の景観形成に大きく寄与する建造物
- 外観が歴史的な様式を継承していたり、文化的に重要な役割を担う建造物
- 地域住民に親しまれる等、地域の景観形成に取り組む上で重要な建造物
- 周辺景観の核として、良好な町並みの雰囲気醸し出している建造物

2) 景観重要樹木に関する事項

①景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針について定めます。

景観重要樹木の指定は、この指定の方針に基づき、所定の手続きを経て、市長が行うものとしします。

指定方針1：市内の樹木で、地域の風景の一部として住民に親しまれているもの、樹容が景観上特に優れているもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として保全し、後世に伝えていくため指定します。

指定方針2：学術上の価値を有していない樹木でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば、指定対象とします。

指定方針3：景観重要樹木に指定されると、現状変更が制限されることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

②景観重要樹木の指定の基準

指定に当たっては、次の基準を満たすこととします。

指定基準1：道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの

指定基準2：所有者及び管理者の合意が得られたもの

指定基準3：次のいずれかの視点により栃木市の景観を特徴づけるもの

○地域の景観形成の上で重要な樹木

○地域の目印やシンボルとして地域住民に親しまれている樹木

○樹容（樹木の外観の姿）が景観上の特徴を有する樹木